別紙

|  |  |
| --- | --- |
| 要求事項 | 回　答 |
| １．当局は分会との労使慣行を厳守し、労働条件の改変にあたっては、一方的実施は行わないこと。 ２．執務室の空調・換気・照明等については、日常的な点検を行うとともに、冷暖房運転については、弾力的運用を行うとともに、勤務時間中は適温が保てるよう、職員の健康管理に留意して行うこと。　　また執務室内の空気循環のため、必要に応じ扇風機の更新等を行い、実効台数を維持すること。３．業務・執務環境に関し以下について要求する。・業務（出張）用の携帯電話を各課１台設置すること。・全階の床（２階フロアカーペット含む）清掃を充実（定期的な清掃）すること。・２階の男子及び女子更衣室の床タイルの補修をおこなうこと。・エレベータ付近に衝突防止用のミラーを設置すること（無理なら、各階の執務室入り口ゾーンの進入コース矢印の補修と、さらに衝突注意喚起対策を）４．労働安全衛生（特に新型コロナウィルス感染予防対策）の観点から以下について要求する。・全トイレの個室ブース便器の洋式化をはかること。・２階、及び５階会議室に透明アクリル板パーテーションを必要数設置すること。・全トイレドアをノブ等に触れずに開閉できるものにすること。・全ての水道蛇口横の立形水石鹸入れの点検補修を行うこと。５．一般定期健康診断・特別健康診断（女性検診・人間ドック・ＶＤＴ作業等）の充実や受診対象範囲の拡大をはかり、職員の健康管理体制を強化すること。　　　６．職員の健康保持・増進および快適な職場環境の形成をはかるため、生活習慣病・メンタルヘルス・インフルエンザ及び新型コロナウィルス感染防止等の対策を強化すること。７．庁用自動車等は、点検・整備に努めるなど職場（業務）環境の安全を図ること。また更新時には、安全対策及び事故防止対策を講じること。８．税務手当について調整額に移行し、税務職員の士気高揚と税務行政遂行の水準向上を図り、働き甲斐のある職場を構築すること。 | １．良き労使関係については、今後とも尊重してまいりたい。また、勤務条件に関わる事項については、所要の協議を行ってまいりたい。２．冷暖房の運転については、昨今の気象状況等を踏まえ令和４年度から弾力的運転時期が拡大されており、これに基づき、適正な温・湿度管理に努めてまいりたい。また、扇風機の更新等については、必要性等について十分に勘案したうえで、検討してまいりたい。３．必要性等について十分に勘案し、本庁とも調整のうえ可能な範囲で対応してまいりたい。４．必要性等について十分に勘案し、本庁とも調整のうえ可能な範囲で対応してまいりたい。５．要求の趣旨については、本庁に伝えてまいりたい。６．今後とも、安全衛生委員会等を活用し、職員の健康管理および快適な職場環境づくりに努めてまいりたい。 ７．今後とも、庁用自動車等の点検・整備を実施するとともに、更新時の安全対策等については、要求の趣旨を本庁に伝えてまいりたい。８．要求の趣旨については、本庁に伝えてまいりたい。 |